

⇒ 固定資産税・都市計画税の減免

税務課資産税班 (☎62-5323)

平成23年度分の税を被害の程度に応じて減免します。

* * *

(1) 土地

被害の程度	減免の割合
被害面積が当該土地の10分の8以上	全部
被害面積が当該土地の10分の6以上10分の8未満	10分の8
被害面積が当該土地の10分の4以上10分の6未満	10分の6
被害面積が当該土地の10分の2以上10分の4未満	10分の4

※被害面積とは、流失または崩壊により原状回復が困難となった土地の面積をいう。

(2) 家屋

被害の程度	減免の割合
全壊または取り壊した	全部
大規模半壊	10分の6
半壊	10分の4

(3) 償却資産

被害の程度	減免の割合
流失、廃棄または修理不能	全部
修理費が、取得価格の60%以上	10分の8
修理費が、取得価格の40%以上	10分の6
修理費が、取得価格の20%以上	10分の4

【申請方法】

税務課および各支所にある減免申請書に必要な事項を記入し、税務課資産税班または飯岡支所へ提出してください。

⇒ 国民健康保険税の減免

税務課課税班 (☎62-5321)

平成23年度分の税を被害の程度や所得の状況に応じて減免します。

※市が行った被害状況調査の被害判定に基づき減免手続きを行いますので、申請の必要はありません。

(1) 人的被害を受けた場合

区分	減免の割合
障害者（地方税法の規定による障害者をいう）となった	10分の9

(2) 住宅が損壊した場合

前年中における世帯主およびその世帯に属する被保険者の合計所得金額	減免の割合	
	全壊	半壊
500万円以下	全部	2分の1
500万円を超え750万円以下	2分の1	4分の1
750万円を超え1,000万円以下	4分の1	8分の1

※半壊は大規模半壊を含みます。